

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から6年3月まで

平成3年4月から学生も国民年金の強制加入対象者となったため、A町役場（現在は、B市役所）に出向き国民年金に加入した。

国民年金保険料は、学生のため納付する資力が無かったので、大学を卒業するまでの3年間免除申請をした。

年金加入記録の通知書で、国民年金の納付記録を確認したところ、1年目は免除になっているが、後の2年間は未納期間になっていた。

免除申請は毎年申請し、全額免除の通知が送付されたことを覚えているのに、オンライン記録では申立期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月にA町役場に出向き加入手続を行った時、同町の担当者から学生の場合国民年金保険料の免除制度があるとの説明を受け、大学を卒業するまでの3年間、毎年国民年金保険料の免除申請を行ったと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年4月に払い出されていることが推認されるとともに、オンライン記録によると、申立人は、平成3年度の国民年金保険料の免除が承認されていることが確認できることから、申立人が、その後の連続した申立期間の国民年金保険料免除申請書を提出しなかったとは考え難い。

また、申立期間において、申立人は学生の免除基準の対象となる学校に在籍しているとともに、申立人の両親に所得額の著しい増額も見受けられないことから、申立内容に不自然な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料が免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果 34 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 9 万 8,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(34 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、34 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(9 万 8,000 円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
昭和 56 年 1 月から平成 21 年 11 月末まで、A 社に勤務した。

社会保険事務所(当時)に記録照会したところ、同社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額(9 万 8,000 円)が実際の給与に相当する標準報酬月額(34 万円)と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 20 年 4 月 4 日に 34 万円から 9 万 8,000 円に訂正され、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 21 年 12 月 17 日に 9 万 8,000 円から 34 万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(34 万円)ではなく、訂正前に記録されていた標準報酬月額(9 万 8,000 円)となっている。

しかしながら、A社から提出のあった申立人の申立期間に係る賃金台帳及び申立人が保管していた申立期間の給与明細書により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果18万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(18万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(9万8,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から同年11月1日まで
平成4年3月2日から21年11月末まで、A社に勤務した。

社会保険事務所(当時)に記録照会したところ、同社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額(9万8,000円)が実際の給与に相当する標準報酬月額(18万円)と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成20年4月4日に18万円から9万8,000円に訂正され、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年12月17日に9万8,000円から18万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(18万円)ではなく、訂正前に記録されていた標準報酬月額(9万8,000円)となっている。

しかしながら、A社から提出のあった申立人の申立期間に係る賃金台帳及び申立人が保管していた申立期間の給与明細書により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果 22 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 9 万 8,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
昭和 63 年 11 月 1 日から A 社に勤務した。平成 4 年 3 月下旬ごろ病気のため退職したが、同年 4 月 4 日から再度同社に勤務した。
社会保険事務所（当時）に記録照会したところ、同社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額（9 万 8,000 円）が実際の給与に相当する標準報酬月額（22 万円）と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 20 年 4 月 4 日に 22 万円から 9 万 8,000 円に訂正され、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 21 年 12 月 17 日に 9 万 8,000 円から 22 万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（22 万円）ではなく、訂正前に記録されていた標準報酬月額（9 万 8,000

円) となっている。

しかしながら、A社から提出のあった申立人の申立期間に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年9月30日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日を訂正する必要がある。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から20年5月までを30円、同年6月から同年8月までを60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月ごろまで

A市内にあったB社の工場で働くよう、国民勤労働員署（昭和22年以降は公共職業安定所に改称）から通知が届き、挺身隊として徴用され、昭和19年6月10日に工場へ出向いたのを記憶している。同工場での厚生年金保険の加入記録が無いと知り、納得がいかないの申立期間の厚生年金保険の記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がB社C工場に、挺身隊として徴用され勤務することとなった経緯、当該事業所での担当業務内容及び生活状況を具体的に記憶していることから、申立人が、申立期間当時、当該事業所で勤務していたことが推認できる。

また、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の旧姓名「D」と同姓同名で生年月日が1日相違、資格取得日が昭和19年6月1日、資格喪失日が20年9月30日としている未統合の記録が確認でき、当該未統合の記録は、申立期間とほぼ一致している。

なお、未統合の記録のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから保険料の徴収は行われていない期間に当たる。

これらを総合的に判断すると、同記録は、申立人の未統合の厚生年金保険の

被保険者記録であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に記載されている未統合の、申立人と認められる者の記録から昭和19年10月から20年5月までは30円、同年6月から同年8月までは60円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から61年3月まで

昭和59年11月に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。結婚後も国民年金に任意加入し、国民年金第3号被保険者制度ができる61年3月までの間、国民年金保険料を納付していたと記憶している。

申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、国民年金の任意加入対象期間であり、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録では、昭和60年12月1日付けで任意加入資格を喪失したとの記録で一致している上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、昭和61年4月の基礎年金制度導入に伴い、同年3月時点で国民年金に任意加入している者は、任意加入被保険者から第3号被保険者への種別変更のオンライン入力はややかに行われているところ、申立人の第3号被保険者該当届(再取得)のオンライン入力は同年7月28日に行われており、申立人が、申立期間当時は国民年金に任意加入していなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 987

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月3日から23年4月1日まで

昭和21年2月から旧A省のB事業所で6か月間程勤務した後、C船舶に配転となり、その後D船舶に乗り組み、業務に従事した。

最後に乗ったE船舶がF事業所に払い下げになった昭和23年4月に、旧A省から一緒だった同僚9人とともにF事業所に移籍し、その後も同じ船に乗り勤務した。

申立期間について、厚生年金保険の加入期間であったかどうか調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る履歴書及び申立人の供述により、申立人が昭和21年2月3日から旧A省に、また23年1月1日から旧G省に在籍し、いずれもH職種として雇用されていたことが確認でき、同年3月31日まで勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、旧A省B事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、「国の事業所で常時5人以上の従業員を使用する事業所」が厚生年金保険法の強制適用事業所となったのは昭和23年8月の法改正によってであり、申立期間当時、申立人は、厚生年金保険の被保険者になることはできない。

また、申立人と同日の昭和23年4月1日付けでF事業所において厚生年金保険（船員保険）の資格を取得した者で、申立人が旧A省から一緒だったと記憶する同僚9人は申立期間においてB事業所及び旧G省に係る厚生年金保険（船員保険）の被保険者となっていない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年10月1日から同年12月20日まで
(船員保険に係る船舶所有者 A)
② 昭和29年12月20日から30年7月6日まで
(船員保険に係る船舶所有者 B)

昭和29年10月1日からC船舶にD職種として乗船した後、会社からの指示によって、同年12月20日からE船舶で、また、30年2月22日から同年9月3日までF船舶で、船員として継続して勤務した。これらの期間のうち、昭和29年10月1日から30年7月5日までの期間について、船員保険の加入記録が無く、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する船員手帳により、申立人は、当該期間において、A所有のC船舶で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C船舶に係る船舶原簿謄本により、当該期間における同船舶の所有者はAであることが確認できるものの、社会保険事務所(当時)において、Aに係る船員保険適用船舶所有者の記録は見当たらない。

また、当時、C船舶の船舶所有者であったAは、所在が不明である上、申立人は、同船舶で勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、当該期間における申立人の保険料控除について船舶所有者及び同僚から供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人が所持する船員手帳により、昭和29年12月20日から30年2月22日までの期間、G社(代表取締役B)所有のE船舶で

勤務し、同年2月22日から同年7月6日までの期間以降も、B所有のF船舶で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する船員手帳の「船員保険関係」欄に、申立人が昭和30年7月6日から33年4月18日までの期間、船員保険の被保険者であったとする記録とともにG社の押印がある。

また、船舶所有者Bに係る船員保険被保険者名簿及び申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、昭和30年7月6日付けで船員保険被保険者資格を取得したことが記録されており、これ以前に申立人が同名簿及び同台帳において船員保険被保険者資格を取得したことを示す記録は無い。

さらに、船舶所有者Bに係る船員保険被保険者名簿において、当該期間に被保険者資格を取得した者で連絡先が判明した4人に照会したところ、1人は申立人のことを記憶しているものの、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除をうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、G社は、既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等申立人の申立期間に係る勤務実態を確認できる資料は残っていないことから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 989

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月1日から49年5月1日まで

昭和47年5月にA社に入社した。私の妻は、私より早く46年5月に同社に入社し勤務していた。

私の妻の厚生年金保険の加入記録は、記録のとおりであるのに、自分の資格取得日は昭和49年5月1日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人を記憶する同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に厚生年金保険の資格取得日である昭和49年5月1日以前から勤務していたことは推認できる。

また、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間のうち昭和48年3月から49年5月までの間、同社の取締役であったことが確認でき、申立期間当時、同社では申立人を含め4人の取締役がいたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の新規適用となったのは昭和46年5月1日であり、申立期間当時の代表取締役は、昭和48年12月に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、同代表取締役は、同社の厚生年金保険の新規適用後、直ちに、厚生年金保険に加入していなかったことが認められる。

また、残り二人の取締役は、A社における厚生年金保険の加入記録が見当たらない。

これらのことから、A社では、同社の厚生年金保険の新規適用後、同社の取締役の社員について、直ちに厚生年金保険に加入させていなかったり、また、厚生年金保険に未加入のまま役員として勤務させていたことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間内に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は無い。

加えて、A社は、申立期間当時の人事台帳及び賃金台帳等の資料を保管しておらず、また、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を所持していないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない